

2020年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者入試A日程 試験問題

## 公 法 系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め3枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

## 【問題】

A地区は約30世帯から構成され、明治時代以降に開拓された農村の小集落である。

1894（明治27）年、A地区の住民らは、A町内会が実質的に所有し、住民らの個人名義で登記されていた土地（以下「本件土地」という。）上の一部に五穀豊穰を祈願してA神社を建立した。

A神社は、鳥居、手水所、石灯籠一対及び社殿からなり、社殿の外壁上部には「A神社」と刻した額が掲げられ、社殿正面奥に大国主命を祭神とする祠が設置されている。A神社は、法人格を持たず、組織、活動等について定めた規約もない。A神社に常駐する神職はいない。A神社においては毎年、初詣並びに春季及び秋季の例大祭が行われている。初詣にはA地区の住民らが参拝に訪れ、春季及び秋季の例大祭においては、近隣の神社の神職がA神社の社殿内で祝詞を奏上するなどの神事を行い、例年10名前後の住民が参拝に訪れる。A神社の維持運営には、A町内会の会員世帯の大多数が町内会費と別に支払う維持運営費（1世帯当たり年額1,500円）や寄附金、賽銭があてられている。例大祭は、A地区の住民から選任された総代を中心に住民の有志が準備を行っている。

A町内会は、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とした地域活動を行う地縁による団体（地方自治法第260条の2第1項）であり、A地区のほぼすべての世帯が加入している。A町内会は、役員構成をはじめ組織としてA神社と特別の関係はない。A町内会の会員又は役員の資格として、A神社を中心とする特定の宗教団体に所属していることなども条件とされていない。A町内会の会計はA神社の会計とは別に管理されている。

1935（昭和10）年、A町内会は、A地区に所在するO市立A小学校の教員住宅を建設してほしいとO市に要望し、その建設用地として本件土地を一括してO市に寄附することにした。O市は、本件土地の寄附及び所有権移転登記を受けて、当該教員住宅を建築した。1975（昭和50）年、O市立小学校の統廃合によりA小学校が廃止され、当該教員住宅が取り壊されることになった。翌76（昭和51）年4月、O市は、A地区の共同目的の用に供することに管理の目的を限定して、本件土地の管理を無償でA町内会に委託した。以後、A町内会が、教員住宅跡地を児童公園として利用するなど、本件土地を自主的に管理、活用してきた。

2004（平成16）年，なぜ市有地がA神社の敷地となっているのかという問い合わせがO市にあったことから，O市はA町内会と協議した上，2005（平成17）年4月15日，譲与についてO市議会の議決を経て，A町内会に本件土地を無償譲与した。

この事例に含まれる憲法上の問題点について，参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。

《公法系問題 以上》

**【出題意図】**

本問は、地方公共団体による公の財産の供与と政教分離との関係という基本的な論点について問うことで、判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを目的としていた。